

施策評価調書(2年度実績)

				施策コード	I-5-(2)	
政策体系	施策名	人に優しい安全で安心な交通社会の実現	所管部局名	警察本部		
	政策名	安全・安心を実感できる暮らしの確立	関係部局名	警察本部、生活環境部、土木建築部		
				長期総合計画頁	49	

【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③	④
取組項目	交通安全意識の高揚	交通秩序の確立	交通環境の整備	交通事故被害者等支援の充実

【Ⅱ. 目標指標】

指 標	関連する 取組No.	基準値		2年度			6年度	目標達成度(%)						
		年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	25	50	75	100	125		
i	①②③④	H26	56	38	43	86.8%	35							
ii	①②③④	H26	6,670	4,500	3,020	132.9%	4,100							

【Ⅲ. 指標による評価】

評価	理 由 等		平均評価
i	達成 不十分	交通事故発生状況の分析結果に基づき、交通死亡事故や重傷事故が多発する路線、エリアにおいて、広報啓発活動や交通指導取締りを重点的に推進したものの、交通事故死者数は前年度よりも2人増加し、目標値の達成には至らなかった。	概ね達成
ii	達成	交通ボランティアや関係機関・団体と連携した街頭啓発活動や交通安全広報・教育を通じた県民全体の交通安全意識の高揚に向けた取り組みを推進した結果、交通事故件数は前年より600件、交通事故負傷者は前年より745人減少し、目標値を達成した。	

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者事故は、道路横断中の事故割合が高いことから、横断歩道付近の運転マナー等の向上に重点を置いたテレビCMや新聞広告による広報活動を実施した。 ・参加体験型講習機材による講習や75歳以上の高齢者に対する交通安全教育を実施するとともに、個別面接及び警察署窓口における案内等を推進した結果、5,432人が運転免許証を自主返納した。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の発生状況を分析し、横断歩行者妨害や速度違反等の交通事故に直結する悪質・危険な交通違反を重点とした指導取締りを行い、交通事故抑止を推進した。速度違反取締りに関しては、速度に起因する重大事故の発生状況や地域住民からの要望を踏まえた「速度取締り指針」を策定するとともに、県警ホームページで公表した。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点での車と歩行者の交錯を少なくする歩車分離式信号機を13か所、信号灯器のLED式への更新を車両用111か所、歩行者用114か所整備したほか、摩耗した横断歩道の集中的な更新をはじめとした交通安全施設の整備を進めた。 ・また、既存道路敷を利用して歩道幅員や路肩の拡幅など小規模な工事を行い、生活道路の利便性・安全性の向上を図った。 ・歩道の段差解消や路面改修など、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた歩道整備や、信号機の視覚障害者用音響装置などの整備を進めた。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・交通遺児(小中学生22人、高校生18人)の健全育成を図るため、入学祝金や家族ふれあい旅行助成金、高校生の育英支援金、私立高等学校の授業料助成等の救済援護活動を実施した。また、交通事故被害者等による交通事故相談は335件となった。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(2年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①	高齢者交通事故防止総合対策事業	139.7	92
①②	交通事故総量抑止対策推進事業	132.5	92
③	共生のまち整備事業	—	93
	(単)身近な道改善事業	90.6	93
	交通安全事業	—	94
	おもてなしの交通環境整備事業	132.5	94
	交通安全施設整備費	132.5	94
④	交通事故遺児救済援護活動助成事業	—	95

【VI. 施策に対する意見・提言】

<p>○第3回大分南警察署協議会(R2.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反射材の着用は有効であるが、着用している人は少ない。特に夜間の部活動帰りの高校生は、車の運転手からは非常に見えにくい。高齢者だけではなく、中・高校生に対し反射材の着用を促進する啓蒙活動を行ってほしい。 	<p>○第2回大分東警察署協議会(R2.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道を横断中の歩行者がいるのに停車しない車の運転手がいるので、対策を講じてもらいたい。
---	--

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故総量を抑止するため、交通安全広報・教育を通じて県民全体の交通安全意識の高揚に向けた取り組みを強化する。 ・関係機関・団体と緊密に連携した街頭啓発活動により横断歩道におけるマナー向上を図るとともに、シミュレータ等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進して、加害・被害両面から高齢者の交通事故防止を図る。 ・「大分県飲酒運転根絶に関する条例」に基づき、県民や関係機関・団体と連携し、「飲んだらのれん運動」や「ハンドルキーパー運動」等を展開して、飲酒運転を許さない社会環境づくりに努める。 ・「大分県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、若年層を中心とした自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の促進や自転車事故防止対策を進めるとともに、事業者等による自転車損害賠償責任保険加入義務の周知など交通事故被害者保護対策を促進する。 ・交通事故分析の高度化を図るとともに、PDCAサイクルを効果的に機能させ、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。 ・来県する観光客を含む県内全ての人が、安全で快適に行動できる交通環境整備を実施する。 ・生活道路等における交通安全対策を推進するため、地域住民や道路利用者の意見を積極的に取り入れ、変化する交通環境に応じた交通規制を推進する。